

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(社団関係その4)

社員総会、理事(理事会)、監事に関する規律の在り方について -

非営利社団法人(仮称)における社員総会、理事(理事会)及び監事制度の在り方(以下「機関設計の在り方」という。)については、次の3案が考えられるのではないか。

(注) 機関設計の在り方に関する後記 案、 案、 案は、いずれもいわゆる「公益性の有無」とは無関係である。

案 最高(万能)意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、理事の監督機関として監事を置くことができることとする。

### 1 ( 案の骨子)

- ・ 社員総会 = 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。
- ・ 理事 = 権限 各理事が業務執行権、代表権を有する(定款または社員総会の決議により代表理事を定めることは可能)。  
員数 一人または数人  
選解任 社員総会の決議による。
- ・ 理事会 = 法定の機関たる理事会は設置不要(定款または社員総会の決議により理事会を置くことは可能)。
- ・ 監事 = 設置 任意  
主な権限 理事の業務執行を監査する。  
員数 一人または数人  
選解任 社員総会の決議による。

2 案は、民法上の社団法人に関する規律に倣うものである。

3 「総会ハ社団法人ノ機関中最モ広汎ナル権限ヲ有ス蓋シ社団法人ハ社員ヲ以テ其基礎トスルカ故ニ社員ノ集合タル総会ノ意思ハ即チ法人ノ意思ト謂フモ可ナルモノニシテ苟モ其法人ノ目的ノ範囲内ニ於テハ如何ナル事項ヲモ議決スルコトヲ得ヘシ」(梅謙次郎「民法原理総則編卷之一」和仏法律学校・明法堂(1903年)229頁)

4 定款等の定めにより、会議体としての理事会を設け、各理事は単に理事会の構

成員として、理事会の権限に属する事項の決定に参画するにすぎないものとし、理事のうち、特定の者に業務執行権及び対外的代表権を付与することも可能である。

案 基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、代表理事の監督機関として監事をそれぞれ置くこととする。

1 ( 案の骨子 )

- ・社員総会 = 法令又は定款に定めた事項に限り、決議することができる。
- ・理事 = 主な権限 理事会の構成員として、理事会の意思決定に参画する。  
員数 三人以上  
選解任 社員総会の決議による。
- ・代表理事 = 主な権限 法人の業務執行権及び代表権を有する。  
員数 一人または数人  
選解任 理事会の決議による。
- ・理事会 = 設置 法定の機関たる理事会の設置が必須。  
権限 業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する。
- ・監事 = 設置 必置  
主な権限 代表理事の業務執行を監査する。  
員数 一人または数人  
選解任 社員総会の決議による。

2 案は、原則として、商法上の株式会社に関する規律に倣うものである。株式会社において、取締役全員で構成される取締役会を法定の機関として設置する趣旨は、株主総会の権限縮小に伴い、著しく拡大された取締役の権限行使を適正・慎重になさしめる点にある。

3 非営利社団法人(仮称)には、社員数が比較的少ない小規模な団体も含まれることを念頭に置くと、そのような団体も含めて一律に案の規律を強制することは相当でないのではないか。

4 なお、有限責任中間法人については、社員総会を基本的意思決定機関と位置付けつつ、理事会を法定の必置機関としていない。

案 機関設計の在り方として、上記の 案と 案に相当する規律をそれぞれ設け、その選択は、個々の団体の自律的な選択に委ねることとする。

- 1 案と 案の骨子は、 案の 1と 案の 1のとおり。
- 2 非営利法人（仮称）の対象となる団体としては、社員相互の関係が希薄な大規模な団体から、社員相互の関係が密接な小規模の団体まで、多種多様な性格のものが考えられる。また、その中においては、社員自らが法人の活動全般について意思決定をすることを望む団体と、社員は法人の活動に関する基本的な事柄を決定し、それ以外の法人の業務に関する意思決定については、社員が当該業務の専門家として選んだ理事の判断に委ねることを望む団体が考えられる。 案は、このような団体の規模や性格に応じた機関設計を、法制度として用意すべきではないかという考え方に基づくものである。
- 3 会社法現代化要綱試案（第4部・第1・2）では、「譲渡制限会社について、現行の有限会社の機関に関する規律（ 法定の機関たる「取締役会」が設置されない。 取締役の員数は、一人以上で足りる。 株主総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。 監査役の設置は義務づけられない。 以下は省略）に相当する規律の選択を認めるものとする。」とされている。
- 4 案を採用する場合においては、 案の規律の適用を受ける法人と 案の規律の適用を受ける法人との相互関係が問題となるが、この点については、例えば、次のような考え方があると思われるが、どうか。

案の規律を原則、 案の規律をその特例と位置付け、 案の規律の適用を受ける法人が 案の規律の適用を受けようとする場合には、定款変更の手続によることとする（例えば、通常の株式会社が商法特例法に基づく委員会等設置会社に関する規律の適用を受けようとする場合の手続と同じ。 ）。

案の規律と 案の規律とは並立するものと位置付け、一方の規律の適用を受ける法人が他方の規律の適用を受けようとする場合には、いわゆる組織変更の手続を要するものとする（例えば、営利法人における有限会社が株式会社に組織変更する場合の手続と同じ。 ）。